

# 土庄町農業委員会会議録

平成29年1月20日

## 出席委員

濱岡 重夫	中黒 哲也	森田 嗣洋	平林 紀芳
三村 康	森 和志	石井 正樹	濱中 紀仁
末長 顕悟	中野 博喜	藤田 忠義	

## 欠席委員

佐竹 義光	中川 修作	佐伯 敏雄
-------	-------	-------

## 事務局

事務局長	川本 公義	主事	毛利 智基
------	-------	----	-------

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、1月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

三村委員、森委員よろしく申し上げます。

議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1～3ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第31番について、中野委員からご説明をお願いします。

(中野委員)

議案第1号第33番については、譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲渡人が町外へ転出することに合わせて長男である譲受人に贈与することとなったようです。問題ないかと思えます。

(議 長)

中野委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第33番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第33番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、関連がありますので、議案第1号第34番及び第35番について、石井委員よりご説明をお願いします。

(石井委員)

議案第1号第34番及び第35番について、譲渡人が同一人ですので、合わせてご説明させていただきます。譲渡人は学校卒業後から県外に住んでおり、その間所有地の一部について、耕作放棄地にならないように両譲受人がそれぞれ管理していた経緯があり、今回申請地を贈与することとなったようです。問題ないかと思えます。

(議長)

石井委員からご説明していただきましたが、皆さんから質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第34番及び第35番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第34番及び第35番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第36番について、森委員よりご説明をお願いします。

(森委員)

議案第1号第36番について、譲受人は以前よりオリーブを植える計画を持っていたようです。譲渡人の2名は親子ですが、子が勤め人であることから維持管理が難しくなっていたようです。そこで、申請地と三方で隣り合わせた土地を持っていた譲受人と協議した結果、今回合意に至ったようです。申請地は大きな土地ですので、直ちに植えることはできないが、ゆくゆくはオリーブを植える計画とのことです。以上です。

(議長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんから質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第36番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第36番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第37番について、藤田委員よりご説明をお願いします。

(藤田委員)

議案第1号第37番について、譲渡人は県外に住んでおり、帰ってくる予定もないとのことで、売買を希望する譲受人と合意に至ったようです。

譲受人は以前から申請地周辺の農地を購入しております。利用については、一帯の農地を購入したのち、造成して、オリーブを植える計画とのことです。問題ないかと思えます。

(議 長)

藤田委員からご説明していただきましたが、皆さんから質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第37番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第37番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第2号「農地の転用承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書4～8ページ、審査書を基に説明。

農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第2号第2番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第2号第2番について、申請地は傾斜の緩やかな土地であります。目的は太陽光発電設備、資材置き場及び駐車場ということで、土地利用計画図では隣接の住宅地と太陽光パネルが近いように感じたので、住宅地に影響があればパネルの配置換えも含めていずれかの遮光の措置をしていただくよう伝えております。排水については、雨水は自然浸透で、住宅との間には溝があるので問題ないかと思えます。

(議 長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんご質問はありますか。

なお、本件については、2,000 m<sup>2</sup>を超えた案件ですので、県に進達する前に農業委員会から来週開催される常設審議委員会にて香川県農業会議に意見を聴取することになります。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第3号「非農地証明願承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書9～12ページ、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領3(2)の許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第3号第5番について、末長委員からご説明をお願いします。

(末長委員)

議案第3号第5番について、現地確認したところ、申請地は完全に山林化していたので、特に問題はないと思います。

(議 長)

末長委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

私の方から質問なのですが、申請地のうち一筆は人家のすぐ傍のようですが、影響はないのでしょうか。

(末長委員)

この土地は竹藪になっており、以前から同様の状況でしたので、影響はないものと思います。

(議 長)

はい。ほかにご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第3号第5番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第5番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第4号「農業経営改善計画書承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書13、14ページを基に説明。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

この件につきまして、担当の中川委員が欠席しておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第4号第28-7番について、欠席の中川委員より伝言を預かっております。先日、社長及び社員数名と面談し、計画について5年間で確実に実施されるよう協議してきました。特に問題ないと思います、とのことでした。

続けて、事務局から補足で計画の内容について、ご説明させていただきます。

(事務局) 農業経営改善計画認定申請書及び生産計画書を基に説明。

(議長)

事務局からご説明していただきましたが、皆さんからご質問をいただく前に私から注釈させていただきます。本議案は農業経営基盤強化促進法に基づく手続きになりますが、町に対して提出された農業経営改善計画認定申請書について、町から農業委員会宛てに計画の認定についての意見を求められ、農業委員会から異議なしの意見が出たのち、各手続を経て町が計画を認定すれば、申請者を認定農業者として認定することになります。

本申請者については、以前平成20年から25年まで認定農業者に認定されておりましたが、再申請の際に農業委員会で5ヵ年計画の実績を審査したところ、計画どおりの実施が行われておらず、再認定に至らなかった経緯があります。今回は、町及び普及センターと十分協議のうえ、実現可能な計画を練り直して申請されております。皆さんからは今回の計画について、ご質問をいただければと思います。

(濱中委員)

オリーブの葉を大谷地区と豊島甲生地区で植栽する計画ですが、現況はどうなっています



か。

(平林委員)

現況としては、まだ植えられていません。申請者からは平成29年度の春頃に植える計画と聞いております。

(濱中委員)

以前大谷地区の3条申請の際に、農作業小屋を設置するとありましたが。

(平林委員)

そちらもまだ実施されておられません。現在は抜根と整地を行っております。

(事務局)

添付の生産計画書をご確認ください。大谷地区については、平成28年は土づくり、平成29年に苗植樹の計画になっております。平林委員がお聞きしている計画と齟齬はないかと思えます。豊島甲生地区については、平成30年3月までに随時農地を取得し、一帯で取得したのちに平成31年に土づくり、平成32年に苗植樹の計画とのことでした。

(事務局) 生産計画書を基に平成27年から平成37年までの詳細な計画を説明。

(石井委員)

葉の収量は、生葉か乾燥葉か。

(議長)

生葉と思われます。

(石井委員)

前回認定していた際の計画が達成されていないことについて、申請者から第3条の申請がある度に協議してきたと思います。

こちらは達成されないまま新しい計画を認めてもよいのでしょうか。

(事務局)

前回の計画については、現在も実施率は3割程度になっております。この大きな要因は、保安林を開発し、オリーブを作付する計画について、その保安林の開発手続きができないためです。この手続きは不可能と判断し、代替地を検討し、練り直した計画が今回の計画になります。なお、今まで許可してきた第3条の申請については、所有地及び借入地のなかに耕作放棄地はなく、すべて耕作しているため許可になっております。

(中黒委員)

前回の計画と今回の計画は別の計画で、並行して進んでいくということなのでしょうか。

(事務局)

全く別の新しい計画になります。ただ、並行するのではなく、平成25年に再認定をしなかった際に前回の計画は廃止になっております。

(中黒委員)

前回の計画は完全に取り消して、新たに出し直したということですか。

(事務局)

はい。

(中黒委員)

オリーブの葉を収穫するというのですが、実は収穫しないのでしょうか。生産計画には実の収量が含まれていないようですが。

(事務局)

葉専用の品種を植える、とのことですが。

(濱中委員)

農業の規模を拡大するという事は委員会としても賛成ですが、前回計画どおりに実施できなかった経緯もあります。年毎の生産計画書も提出していただいているので、この計画書を基に毎年進捗状況を管理するということを条件にしてはいかがでしょうか。

(議長)

さきほども話にあがりましたが、農業委員会は町から計画の認定について、意見を求められている立場です。農業委員会が認定するわけではないので、町への回答文書に条件を付けることが妥当かと思えます。

(濱中委員)

5年後にまとめて計画達成の有無を確認するのではなく、毎年確認すべきでしょう。

(三村委員)

この確認は、農業委員会が行うことになるのでしょうか。

(事務局)

認定は町が行うので、町が確認することになります。申請者は農地所有適格法人であるので、毎事業年度の終了後3か月以内に事業報告書を提出していただいております。この際に、

今回提出されている生産計画書に2段書きで計画と実績とを記載したものを添付してもらい、確認する方法はいかがでしょうか。計画値に至っていない場合は、その都度指導をしていくこととなります。

(異議なしの声)

(議 長)

ほかにご質問はありませんか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第4号第28-7番について、町への回答文書に意見として、計画の実績報告及びフォローアップを毎年度行うべきという旨を加えることとして、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第28-7番について、原案のとおりご承認いただきました。本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 2月20日(月) 午後2時30分～ 役場2階 会議室

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆様から何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日は長い時間ありがとうございました。

閉会時刻 14時58分

議事録署名人 議長 濱岡 重夫

議事録署名人 三村 康

議事録署名人 森 和志